

特定健康診査受診券(セット券)

2025年6月1日 交付

受診券整理番号 2550000001

受診者の氏名 キョウサイ タロウ

性別 男性 生年月日 昭和45年4月1日  
有効期限 2026年3月31日

健診内容 特定健康診査  
その他(当日保健指導)

窓口での自己負担 特定健診(基本部分) 0円  
特定健診(詳細部分) 0円  
その他(保健指導) 0円

保険者所在地 横浜市中区山下町75 神奈川県自治会館

保険者番号・名称 神奈川県市町村職員共済組合

32140410

保険者電話番号 045-664-5441

契約とりまとめ機関名  
集合A①、集合A②  
集合B①、集合B②

支払代行機関番号 94899010  
支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

表面

注意事項

- この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
- 特定健康診査を受診するときには、この券を窓口に提出するとともに、下記のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。
  - マイナンバーカードによるオンライン資格確認(受診する施設が対応している場合)
  - マイナ保険証と保険資格画面の提示
  - 資格確認書または組合員証等
- 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
- 健診結果(・保健指導結果)のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は後期高齢者医療の被保険者の資格等となったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
- 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。  
※特定健診の結果、特定保健指導の対象となった場合であって、この受診券を用いて健診当日から1週間以内に特定保健指導を利用するときは、以下をご注意ください。
- 医療機関に受療中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。
- 窓口の自己負担は、原則、健診当日(特定保健指導開始時)に全額をお支払い頂きます。なお、全額徴収できない場合は、次回利用時以降にもお支払い頂きます。
- 特定保健指導の実施結果は当組合において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の上、利用願います。

住所

〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

裏面